

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年6月30日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第64条に基づき、「川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）」に係る法対象条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	法対象事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目2番2号 代表取締役社長 清野 智
	法対象事業の名称	川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）
	法対象事業の種類	電気工作物の新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇町8号3番 （区域面積：67,351㎡）
	法対象事業の目的	安定輸送の確保及び管内施設等への自営電力の供給
	法対象事業の内容	老朽化した発電所のリプレース 発電所の出力：63.3万kW （新1号機：21.1万kW、新4号機：21.1万、5号機：21.1万kW）
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成21年10月頃 完了予定：平成34年2月頃
	環境影響評価の手続経過	平成18年3月7日：法対象条例方法書公告 平成18年6月21日：法対象条例方法審査書公告 平成20年7月15日：法対象条例準備書公告 平成21年4月30日：法対象条例審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成21年6月30日（火）～平成21年7月29日（水） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm